

郵送による戸籍謄本・抄本等交付請求書

年 月 日

三 次 市 長 様

次のものを郵送にて交付申請します。

〔法人の場合は、法人の名称・所在地の記入、代表者の役職・氏名、法人印または法人名の入った代表者印、
現に請求の任に当たっている人が代表者以外の場合は、担当者の氏名・住所の記入が必要です。〕

申請者	住所			
	本籍			
	筆頭者			
	ふりがな		生年 月日	大・昭・平・令 年 月 日
	氏名			
	電話番号※ (日中の連絡先)	(自宅・勤務先・携帯)		

※申請の内容について、問合せをさせていただく場合があります。必ず日中連絡の取れる番号をご記入ください。

必要な人 誰のものが 必要ですか	本籍	□申請者欄と同じ		
	筆頭者	□申請者欄と同じ		
	ふりがな		生年 月日	大・昭・平・令 年 月 日
	氏名	□申請者欄と同じ		□申請者欄と同じ
	申請者から みた続柄	本人・配偶者・子・父・母・孫・祖父母 その他の場合は（ ）内に続柄を詳しく記入ください。 （ ） ※委任状が必要な場合があります。 裏面⑤を参照してください。 例）子〇〇の子、父〇〇の母など		

必要なもの（チェックをしてください）	必要数	1通の料金
☐ 戸籍（ ☐ 謄本〔全部事項証明〕 ☐ 抄本〔個人事項証明〕） ※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください。 ◆届出したところ： 市・区・町・村 ◆届出の種類： ☐ 出生届 ☐ 婚姻届 ☐ 離婚届 ☐ 死亡届 ☐ その他（ ） ◆届出年月日： 年 月 日	通	450 円
☐ 除籍（ ☐ 謄本 ☐ 抄本）	通	750 円
☐ 改正原戸籍	通	
☐ 戸籍の附票（ ☐ 全部〔全員のもの〕 ☐ 一部〔個人のもの〕） ➡ ☐ 附票に本籍・筆頭者を記載する ※チェックがない場合は省略して交付します。 ※必要な住所があれば【 】内にご記入ください。 【 】	通	300 円
☐ 身分証明書 ※本人以外の申請は委任状が必要です。	通	
☐ その他（ ）	通	
必要なものがわかりにくい場合は、誰のどのような内容のものが必要なかを具体的に詳しく書いてください。 例：「〇〇の出生から死亡までを2セット」「自分と父と一緒に載っているもの」など		

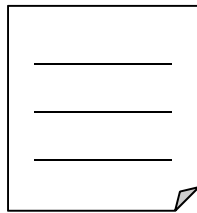
使用目的	
------	--

※プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。

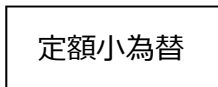
令和6年12月2日版

郵便による請求方法

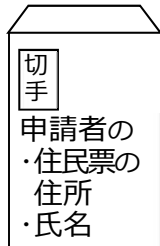
①申請書



③定額小為替（手数料分）



②返信用封筒

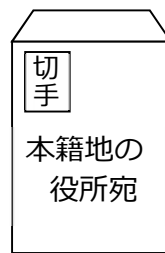


④本人確認書類（写し）

例) マイナンバーカード表面
運転免許証
資格確認書（保険証）等
（記号番号及び保険者番号は塗りつぶし）

⑤その他（該当者のみ）

詳細について下記の内容を
確認してご請求ください。



【宛先・問い合わせ先】
広島県三次市役所 市民課市民窓口係
〒728-8501
広島県三次市十日市中二丁目8番1号
Tel.0824-62-6138

本籍が三次市以外にある場合は、本籍のある市町村へ請求してください。

① **申請書** 必要事項を記入してください。

② **返信用封筒** 送付先（申請者の住所）を記入し、切手を貼ってください。切手料金が不足する場合は、「不足料金受取人払」により返送します。なお、申請者の住民登録地以外には返送できませんのでご注意ください。

③ **手数料** 郵便局の定額小為替（普通為替も可）または現金書留をお願いします。金額は次のとおりです。

	料金(1通あたり)
戸籍（謄本・抄本／全部事項証明書・個人事項証明書）	450円
除籍、改製原戸籍（謄本・抄本）	750円
戸籍の附票、身分証明書、独身証明書	300円

相続関係の戸籍を請求する場合など必要通数がはっきりしない時は、多めに定額小為替を送付してください。多い時は返送しますが、足りない時は追加送付をお願いすることになります。

④ **本人確認書類** 申請者のご本人確認及び送付先の住所確認のため、次の1または2を同封してください。

1. 官公署発行の証明書の写し（住所が印字されたもの）

マイナンバーカード（顔写真付・表面のみコピーしてください。）

運転免許証（裏面に住所・氏名変更の記載がある場合は、裏面もコピーしてください。）

国民健康保険または後期高齢者医療費保険の資格確認書（保険証）（記号番号及び保険者番号は塗りつぶしてください。）等

2. 健康保険の資格確認書（保険証）の写し（住所が手書きされているもの）+住民票等

* 健康保険の資格確認書（保険証）の記号番号及び保険者番号を塗りつぶしてください。

* 申請者の本籍が三次市の場合は住民票の添付は不要です。

* パスポートも住所の記載がないので健康保険の資格確認書（保険証）と同じ扱いになります。

⑤ **その他** 申請者と必要な人との続柄（親族関係）が戸籍で確認できない場合は、それが確認できる証明書のコピー等が必要な場合があります。代理人※が請求される場合は委任状が必要です。その他必要に応じて、確認書類を添付いただく場合があります。

※代理人：戸籍・除籍・改製原戸籍・戸籍の附票…本人・配偶者・直系親族以外の人
が請求するとき
身分証明書・独身証明書…本人以外の人
が請求するとき

郵送による請求では、郵便配達に要する日数と市役所の処理日数が必要ですので、投函後、お手元に届くまで、10日程度かかります。余裕を持ってご請求ください。郵便事情や休日等の要因により、さらに日数がかかる場合があります。お急ぎの方は速達でご請求ください。